

令和6年1月29日版

# 千葉県貨物運送事業者 物価高騰対策支援金 (第3弾) — 申請要領 —

## <受付期間>

令和6年2月5日（月）から令和6年4月5日（金）まで

※郵送の場合は消印有効

## <専用ポータルサイト>

(URL) <https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/20240205.html>

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

【電 話】

0120-839-685

【受付時間】

午前9時から午後6時まで [土・日・祝日を除く]

# 目次

I	支援金の概要	
1	趣旨	1
2	給付額	1
II	給付要件	
1	対象事業者	1
2	対象車両	2
III	申請手続き	
1	問い合わせ先	4
2	申請書の提出	4
3	給付の決定等	8
IV	その他留意事項	8
V	Q&A	9
	(別紙) 暴力団排除に関する規定 (II給付要件 (7) 関係)	12

# I 支援金の概要

---

## 1 趣旨

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、物価高騰等の影響を受ける中小貨物自動車運送事業者に対して支援金を給付します。

## 2 給付額

IIの給付要件を満たす貨物自動車運送事業者の事業用自動車の台数に応じて給付します。

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| (1) 一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1台あたり2万3千円 |
| (2) 特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1台あたり2万3千円 |
| (3) 貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車  | 1台あたり8千円   |

# II 給付要件

---

## 1 対象事業者

下記の7つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人」又は「常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人」であること。(※)
- (2) 令和6年2月1日時点で、「一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可又は認可を受けている」又は「貨物軽自動車運送事業の届出を行っている」貨物自動車運送事業者であること。
- (3) 申請日時点で、貨物自動車運送事業を継続していること。
- (4) 申請日以降も引き続き、貨物自動車運送事業を継続する意思を有していること。
- (5) 千葉県内に貨物自動車運送事業のための営業所を有していること。
- (6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (7) 「暴力団排除に関する規定」(p12参照)を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

※ 法人税法別表第一に規定する公共法人は給付対象外です。

## 2 対象車両

下記の3つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 令和6年2月1日時点で使用（自動車リース事業者とのリース契約若しくは自動車ディーラー事業者との割賦契約等によるものを含む）していること。※自動車検査証（又は軽自動車届出済証）上の使用者が申請者本人であること。
- (2) 千葉県内の営業所に配置された自ら走行する貨物自動車運送事業のための事業用自動車であること。（※）
- (3) 次の㊦～㊨に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

㊦：（車検のある自動車）

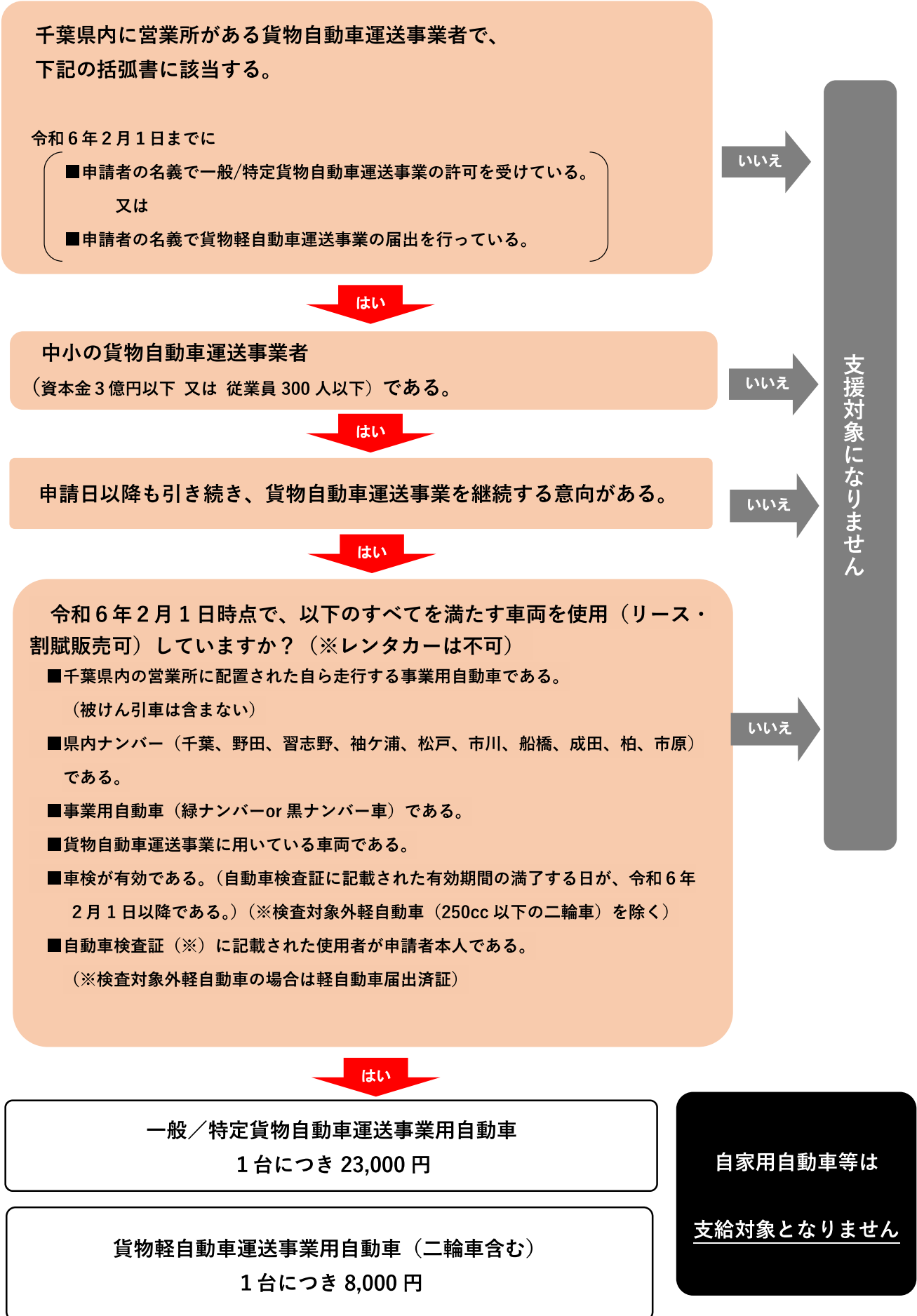
自動車検査証に記載された有効期間の満了する日が令和6年2月1日以降である自動車（令和6年2月1日時点で車検が有効であること）であり、かつ、「自動車登録番号又は車両番号（ナンバー）」に、千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏と表示する自動車

㊧：（車検のない自動車（250 cc以下のオートバイ））

令和6年2月1日までに、軽自動車届出済証の交付を受けた検査対象外軽自動車であり、かつ、「車両番号（ナンバー）」に、千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏と表示する検査対象外軽自動車

※ トレーラー等、被けん引車は対象外です。

# 支援対象判定フロー図（概要版）



### Ⅲ 申請手続き

---

#### 1 問い合わせ先

本支援金の申請に係るご質問に対応するため、次のコールセンターを開設しています。

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

【電 話】 0120-839-685

【受付時間】 午前9時から午後6時まで [土・日・祝日を除く]

#### 2 申請書の提出

##### (1) 申請受付期間

令和6年2月5日（月）から令和6年4月5日（金）まで

##### (2) 申請受付方法

以下のとおりオンライン及び郵送での申請受付を予定しています。

###### ① オンライン提出の場合

2月5日（月）を目途に専用ポータルサイトから提出できるようになります。

【URL】 <https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/20240205.html>

###### ② 郵送の場合

2月5日（月）から受付を開始します。

※提出の際には、簡易書留、レターパックなど郵便物を追跡できる方法での提出をおすすめします。普通郵便等で郵送した場合の事故についての責任は負えません。

提出先：〒260-0031

千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

※申請書類の持参は受付できません。

##### (3) 郵送申請用の書類の入手方法

下記のポータルサイトからダウンロード・印刷してください。（両面印刷可）

（URL） <https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/20240205.html>

#### (4) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、書類の不備（文字が読みづらい、書類の不足等）があると、説明や書類の再提出をお願いすることになり、給付までに相当な時間を要することになります。確認を十分に行った上で申請してください。また、申請書類の返却はいたしません。

申請書類一覧		チェック
①	千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金 申請書	<input type="checkbox"/>
②	<p>給付対象車両全てについて、</p> <p><b>【車検のある自動車】</b>            ア. 電子車検証（ICチップ付きの車検証）の車両の場合            →令和6年2月1日時点の「自動車検査証記録事項」の写しを提出  <u>（「記録年月日」が令和6年2月1日以前のもの）</u></p> <p>イ. 従来の自動車検査証の車両（電子車検証に切り替わっていない車両）の場合            →令和6年2月1日時点の「自動車検査証」の写しを提出  <u>（上部欄外の「年月日」が令和6年2月1日以前のもの）</u></p> <p><b>【車検のない自動車（250cc以下のオートバイ）】</b>            →令和6年2月1日時点の「軽自動車届出済証」の写しを提出</p> <p>○郵送申請の場合 封筒に同封            ○オンライン申請の場合 スキャナ・写真データをアップロード</p>	<input type="checkbox"/>
③	<p><b>【個人事業主の場合のみ】</b>            運転免許証（両面）の写し            ※申請を行う月において有効なものであり、            かつ、記載された住所が申請書住所と同一のものに限ります。</p> <p>○郵送申請の場合 申請書に貼り付け            ○オンライン申請の場合 スキャナ・写真データをアップロード</p>	<input type="checkbox"/>
④	<p>振込先口座を確認できる書類（通帳等の写し）            ※申請者本人名義（法人は法人名義、個人事業主は個人名義）            ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できる箇所の写し            （キャッシュカードに同じ内容が記載されていれば            キャッシュカードでも可）</p> <p>○郵送申請の場合 申請書に貼り付け            ○オンライン申請の場合 スキャナ・写真データをアップロード</p>	<input type="checkbox"/>

注意事項（誤りやすい箇所なので必ず御確認ください）

## 自動車検査証（車検証）について

令和6年2月1日時点の

電子車検証に  
切り替わっている車両  
↓  
「自動車検査証記録事項」

従来の自動車検査証の車両  
↓  
「自動車検査証」

をご用意ください。

従来の自動車検査証が、  
電子車検証（ICチップ付き自動車検査証）と自動車検査証記録事項に  
順次切り替わっています。

（普通車：令和5年1月～  
軽自動車：令和6年1月～）

車検証が切り替わっている車両は  
「自動車検査証記録事項」  
が必要です。

### 従来の自動車検査証



297mm

車検更新等で順次  
切り替わっています  
（普通車 R5.1～ 軽R6.1～）

### 自動車検査証記録事項



### 電子車検証 （ICチップ付き自動車検査証）



178mm

## 重要

令和6年2月2日以降に車検を更新する（した）方は、

車検前の自動車検査証記録事項  
または  
自動車検査証  
の写しを手放さずに  
保存・提出してください。

※令和6年2月2日以降に変更登録などをする方も同様です。



## 通帳の写しに関する注意事項

通帳の表紙だけでは、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人の6項目全ての確認ができない場合

→通帳を開いた1・2ページ目の写しも添付してください。

通帳の表紙



通帳を開いた1・2ページ目

+



電子通帳など、紙の通帳やキャッシュカードがない場合

→電子通帳等の画面コピー等を提出してください。



当座預金など、紙の通帳やキャッシュカードがない場合

→当座勘定照合表（上記6項目全て記載があるもの）や電子通帳等の画面コピー等を提出してください。

### 3 給付の決定等

- ・申請受理後、内容を審査の上、支給要件を満たしていると認められたときは支援金を給付します。
- ・申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨を決定したときは、後日、通知いたします。なお、給付しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

## IV その他留意事項

---

- (1) 本支援金の給付決定後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、千葉県に支援金を返金するとともに、加算金を支払うこととなりますので御承知おきください。
- (2) 支援金の申請を取り下げる場合には、給付決定通知を受けた日から10日以内に、「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金申請取下書」を提出してください。
- (3) 県は必要に応じて、申請内容等について調査する場合があります。その場合、申請者は県に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (4) 給付対象者は、本支援金の申請にかかる帳簿及び全ての証拠書類を、給付事業の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

## V Q&A

---

Q1：支援金をいくらもらえますか。

A1：一般貨物自動車運送事業と特定貨物自動車運送事業の車両は1台当たり23,000円を支援し、貨物軽自動車運送事業の車両は、1台当たり8,000円を支援します。

Q2：1社ごとに、支援額に上限はありますか。

A2：給付対象車両の台数に応じて支援します。上限はありません。

Q3：本社は千葉県外だが、営業所が千葉県内にある場合、支援の対象になりますか。

A3：本社が千葉県内になくても、営業所が千葉県内にあれば対象になります。なお、対象車両は県内ナンバーの車両に限ります。

Q4：千葉県内の営業所にある他都道府県ナンバーの車両は対象になりますか。

A4：対象になりません。対象車両は県内ナンバーの車両に限ります。

Q5：二輪自動車は支援金の対象になりますか。

A5：貨物軽自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、支援金の対象になります。1台につき8,000円を支援します。

Q6：リース車は支援対象になりますか。

A6：「自動車検査証」または「軽自動車届出済証」の「使用者」欄に申請者が記載されていれば対象になります。

Q7：割賦により所有権留保されている車も支援対象になりますか。

A7：「自動車検査証」または「軽自動車届出済証」の「使用者」欄に申請者が記載されていれば対象になります。

Q8：他の自治体から支援金を受けていても、千葉県からの支援を受けられますか。

A8：市町村等から支援を受けた貨物運送事業者の車両であっても、千葉県から支援金を受けとることは可能です。ただし、市町村等で制限を設けている場合も考えられますので、市町村等に御確認ください。

Q9：支援金は申請後、どのくらいで支払われますか。

A9：申請書類に不備がなければ、申請から1か月以内の支払を想定しています。申請が集中した場合には、さらに期間をいただくこともあります。

Q10：県内に複数事業所があるが、事業所ごとに申請してもよいですか。

A10：本社またはいずれかの事業所が取りまとめの上、申請してください。

Q 1 1 : 当社は、一般貨物自動車運送事業と貨物軽自動車運送事業を営んでいるが、申請はまとめて行ってもよいですか。

A 1 1 : 申請はまとめて行ってください。

Q 1 2 : 電気自動車や天然ガス自動車、水素自動車も支給対象となりますか。

A 1 2 : 対象となります。

Q 1 3 : 法人の名称変更や移転で、自動車検査証等に記載された現在の法人名や所在地と異なりますが、どうすればよいですか。

A 1 3 : 変更したことが分かる公的書類（写し可）を御提出ください。（法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書）等）

Q 1 4 : 役員等名簿に記載する役員には社外役員も含まれますか。

A 1 4 : 社外役員も含まれます。

Q 1 5 : 役員等名簿に記載する住所は役員個人の住所ですか。

A 1 5 : 会社や事務所ではなく、個人の住民票や運転免許証上の住所を記入してください。

Q 1 6 : 支援金の振込は、どのような名義で行われるのでしょうか。

A 1 6 : 「チバケンカモツシエンキンジムキョク」の名義で振込を行いますので、御確認ください。

Q 1 7 : 令和6年2月1日時点で車検切れの場合は申請できないのですか。

A 1 7 : 同日時点で申請者が貨物運送事業の用に供しうる状態であることが前提となるため、車検切れの状態であった車両での申請はできません。ただし、自動車整備工場の予約の都合などにより、ごく短期間のみ車検切れであった場合は、別途ご相談ください。

Q 1 8 : なぜ自動車検査証上の使用者と申請者が一致していなければいけないのですか。

A 1 8 : 貨物運送事業を行うにあたり、道路運送車両法等の許可・変更等の法的手続きを適正に行っていただいていることを書面で確認できることが前提となるためです。御理解くださいますようお願いいたします。

Q 1 9 : 車検を更新した際に「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されましたが、「電子車検証」のみの提出は認められますか。

A 1 9 : 認められません。「電子車検証」には「有効期間の満了する日」や「使用者の住所」の記載がないため、お手数ですが「自動車検査証記録事項」の御提出をお願いしております。

Q20：車検を更新した際に「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されましたが、「自動車検査証記録事項」を紛失してしまいました。

A20：「自動車検査証記録事項」を紛失した場合は、「車検証閲覧アプリ」から印刷し、提出してください。「車検証閲覧アプリ」の操作方法は、次のWEBサイトから御確認ください。

国土交通省 電子車検証特設サイト > 車検証閲覧アプリの使い方

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/guide/>

Q21：令和4年10月に軽乗用車についても貨物運送事業の経営の届出ができるようになりましたが、届出をした場合、軽乗用車でも支援金の対象になりますか。

A21：支援金の対象になります。ただし、令和6年2月1日までに運輸支局に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、軽自動車検査協会において事業用のナンバープレート（黒ナンバー）の発行を受けていることが必要です。

Q22：行政書士等に申請を委任できますか。

A22：行政書士等への申請の委任は可能です。ただし、振込先口座は申請者本人に限ります。

申請を委任する場合は、次のとおり委任状（任意様式）を添付してください。

①作成日付を明記すること

②両当事者（委任者及び代理人）の住所氏名（法人の場合は本店所在地、法人名、法人代表者氏名）を記載すること

③委任した範囲を明確に記載すること（例：千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金の申請に関する一切の権限について委任します）

委任状への押印は不要です。

## 暴力団排除に関する規定（Ⅱ 給付要件（7） 関係）

給付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))）が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。

判り（郵送の際、封筒に貼付けてご使用ください）

〒260-0031

千葉県千葉市中央区新千葉

2-12-1 第11東ビル3階

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策

支援金事務局 御中